

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年9月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京町家再生研究会

(2) 代表者の氏名

小島 富佐江

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区新町通錦小路上ル百足屋町384番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都の文化を大切に思う人々に対して、京都にある町家および町家街区の調査・研究ならびに、再生の実践を目指した様々な活動を通じて、京町家・町家街区の保全・再生を図り、京町家を活かした持続性のある京都のまちづくりに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年8月29日

(文化市民局地域自治推進室)